

横浜市環境創造局北部汚泥資源化センター  
消化ガス発電設備整備事業

基本協定書（案）

平成 19 年 11 月

横浜市環境創造局

[ ]

## 前文

横浜市（以下「甲」という。）と代表企業[ ]及び構成員[ ]（以下「乙」という。）は、横浜市環境創造局北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備整備事業（以下「本事業」という。）に関して、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。なお、本協定書の用語は本協定書で特に規定する以外は、事業契約書（案）に従うものとする。

### （目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し、乙が優先交渉権者として決定されたことを確認し、甲と、乙が設立する本事業の遂行者（以下「特別目的会社」という。）とが、本事業、本事業に係る資金調達及びこれらに付随し関連する一切の事項に関する契約（以下「事業契約」という。）を締結することに向けた甲及び乙の義務を定めるものとする。

### （当事者の義務）

第2条 甲及び乙は、甲と特別目的会社との間の事業契約が平成[ ]年[ ]月[ ]日（以下「事業契約締結期限」という。）までに締結されるよう、それぞれ誠実に対応するものとする。ただし、甲及び乙が、相手方の責に帰する事由により事業契約締結期限までに事業契約の締結に至らない場合、甲及び乙は事業契約締結のための協議を終了することができる。

2 乙は、事業契約締結のための協議においては、応募者提案に従うこととする。

3 甲及び乙は、事業契約締結のための協議においては、「事業者公募要項」「業務要求水準書」「記載要領及び様式集」及び「事業契約書（案）」及びそれに付随する資料等を尊重するものとする。

### （特別目的会社の設立）

第3条 乙は、本基本協定締結後、速やかに、特別目的会社を会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社の形態で設立し、その本社の所在地を横浜市に置くものとし、その商業登記簿謄本を甲に提出するものとする。

2 前項の場合、乙は必ず特別目的会社に出資するものとし、[ ]（以下「代表企業」という。）は、特別目的会社の総株主の議決権のうち最大の割合を保有するものとする。また、乙が保有する議決権の合計割合は、特別目的会社の総株主の議決権の2分の1を超えるものとする。

### （株式の譲渡等）

第4条 乙は、本事業の事業期間が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、保有する特別目的会社の株式の譲渡、担保権の設定その他の処分を行う場合には、甲の事前の書面による承認を得るものとする。

### （業務の委託・請負）

第5条 特別目的会社による本事業の実施に関し、乙は、取合工事に係る業務を[ ]に、既設発電設備を保守点検・維持管理する業務を[ ]に、新規発電設備の設計に係る業務を[ ]に、新規発電設備の機械工事に係る業務を[ ]に、新規発電設備を含む電気工事に係る業務を[ ]に、更新対象既設発電設備の解体撤去工事に係る業務を[ ]に、全体施設の維持管理業務を[ ]に、全体施設における電力及び温水供給業務を[ ]に、それぞれ委託し又は請け負わせるものとする。

2 乙は、事業契約が甲と特別目的会社との間で締結された後、速やかに、前項に定める各業務を委託し又は請け負わせる者と特別目的会社との間において、各業務に関する業務委託契約又は請負契約(若しくはこれに代わる覚書等)を締結させるものとし、当該契約書等の写し等各業務を委託し又は請け負わせた事実を証する書面を、甲に提出するものとする。

3 乙が、既設発電設備を分離する工事に係る業務及び既設発電設備を保守点検・維持管理する業務を、既存の事業者に対して委託する場合、特別目的会社と既存の事業者との委託契約締結にあたって、甲は乙及び特別目的会社に対して協力する。

4 乙は、乙と第1項により業務を受託し又は請け負った者との間で締結する契約において、当該業務受託者又は請負人が各業務を誠実に実施するものとする旨を明記することとする。

(出資保証書等)

第6条 乙は、事業契約の締結の日において、別紙1の様式による出資者保証書を甲に提出するとともに、特別目的会社の株式を保有する乙以外の者から、別紙2の様式による誓約書を徴求して甲に提出するものとする。

(準備行為)

第7条 乙は、事業契約締結前にも、本事業の実施に関し必要かつ相当な範囲において準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力するものとする。

2 前項の準備行為の結果は、事業契約締結後においては、特別目的会社が速やかにこれを引き継ぐものとする。

(設計、建設等に関する確認)

第8条 甲及び乙は、事業契約締結までの間において、設計、建設、維持管理運営の仕様、その他契約、費用などについて協議し、確認を行うものとする。

(事業契約不調の場合の処理)

第9条 事由の如何を問わず、特別目的会社と甲との間で事業契約の締結に至らなかった場合、甲及び乙が本事業の準備に関してそれぞれに要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとし、甲及び乙は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。但し、乙が応募者提案と明らかに異なる内容を主張したこと、又は乙が公募要項に定める契約締結資格を喪失したことを理由として事業契約の締結に至らな

かった場合は、甲は乙に対して甲が本事業の準備に関して要した費用及び甲の被った損害（事業開始遅延による逸失利益等又は間接損害及び結果損害を除く。）を請求することができる。

（秘密保持）

第10条 甲と乙は、本基本協定に関して知った情報につき、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示してはならず、また本基本協定の履行の目的以外には使用してはならない。但し、本基本協定の締結前に既に自ら保有していた事実、公知であった事実、本基本協定に関して知った後自らの責めによらず公知となった事実、本基本協定に関して知った後正当な権利を有する第三者から何ら秘密保持義務を課せられることなく取得したもの、法令又官公庁若しくは裁判所の命令に従って開示する場合、乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合はこの限りではない。

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙のうち代表企業が各1通を保有する。

平成[ ]年[ ]月[ ]日

横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市長 中田 宏 印

代表企業 住 所  
名 称  
代表者 印

構成員 住 所  
名 称  
代表者 印

## 別紙 1 出資者保証書

### 出 資 者 保 証 書

平成 年 月 日

横浜市長 殿

横浜市と[事業者](以下、「事業者」という。)との間において、平成 年 月 日付けで締結された横浜市環境創造局北部汚泥資源化センター消化ガス発電整備事業契約(以下「事業契約」という。)に関して、構成員株主である[ ]、[ ]及び[ ](以下「当社ら」という。)は、横浜市に対して下記第 1 項及び第 2 項の事項を連帯して表明及び保証し、かつ、下記第 3 項及び第 4 項の事項を連帯して誓約いたします。なお、特に明示のない限り、本出資者保証書において用いられる用語の定義は、事業契約に定めるとおりとします。

#### 記

1. 事業者が、平成 年 月 日に、会社法(平成 17 年法律第 86 号)上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. (1)本日時点における事業者の発行済株式総数は[ ]株であること。  
(2)当社らの保有する事業者の株式の総数は[ ]株であり、そのうち[ ]株は[(会社名)]が、[ ]株は[(会社名)]が、[ ]株は[(会社名)]がそれぞれ保有すること。  
(3)当社ら以外の者が保有する事業者の株式の総数は[ ]株であり、そのうち[ ]株は[(会社名)]が、[ ]株は[(会社名)]が、[ ]株は[(会社名)]がそれぞれ保有すること。
3. 当社らは、事業契約が終了する日まで事業者の株式を保有するものとし、横浜市の事前の書面による承認がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部につき譲渡、担保権等の設定その他の処分をする場合においても、横浜市の事前の書面による承認を得て行うこと。横浜市の承認を得る場合には、当社らが保有する事業者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分に関する契約案を事前に横浜市に提出して承認を求めるものとする。また、当該契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを、甲に提出すること。
4. 第 1 項又は第 2 項の表明及び保証が正しくないことにより横浜市が損害を被った場

合には、当社らは連帯して横浜市に対して損害賠償をすること。

以上

代表企業 住 所  
名 称  
代表者

印

構成員 住 所  
名 称  
代表者

印

別紙2 誓約書

誓 約 書

平成 年 月 日

横浜市長 殿

横浜市と[事業者](以下、「事業者」という。)との間において、平成 年 月 日付けで締結された横浜市環境創造局北部汚泥資源化センター消化ガス発電整備事業契約(以下「事業契約」という。)に関して、構成員外株主である当社は、横浜市に対して下記第1項の事項を表明及び保証し、下記第2項乃至第4項の事項を誓約いたします。なお、特に明示のない限り、本誓約書において用いられる用語の定義は、事業契約に定めるとおりとします。

記

1. 本日時点において、当社が保有する事業者の株式の総数は[ ]株であること。
2. 当社は、事業契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、横浜市の事前の書面による承認がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。横浜市の承認を得る場合には、当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分に関する契約案を事前に横浜市に提出して承認を求めるものとする。また、当該契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを、横浜市に提出すること。
3. 当社が保有する事業者の株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴し、横浜市に提出すること。
4. 第1項の表明及び保証が正しくないことにより横浜市が損害を被った場合には、当社は横浜市に対して損害賠償をすること。

以上

当社 住 所  
名 称  
代表者

印